

第 6 回 国分川調節池を育む会

日時：平成 20 年 6 月 28 日(土)

10 時 ~ 12 時

場所：曾谷公民館第一・第二研修室

次 第

- 1 . あいさつ
- 2 . 全体会
 - (1)平成 1 9 年度検討結果の報告
 - (2)今後のスケジュールについて
 - (3)国分川調節池上部利用の検討における留意事項について
 - ・ 国分川調節池整備基本計画
 - ・ 法的な制約事項
 - (4)検討部会における具体的な検討方法について
- 3 . 検討部会
 - ・ 詳細な利用方法、運営管理方法に関する検討
- 4 . 全体会
 - ・ 検討部会による検討結果の報告、調整

<資料>

- 1 . 『国分川調節池を育む会』の進捗状況について【資料 1】
- 2 . 国分川調節池を育む会 今後の予定【資料 2】
- 3 . 国分川調節池上部利用の検討における留意事項について【資料 3】
- 4 . 検討部会における具体的な検討方法について【資料 4】
- 5 . 検討部会名簿【資料 5】

事務局（市川市役所 水と緑の計画課）

TEL:047-332-8740（直通） FAX:047-332-8749

メールアドレス

mizutomidorinokeikaku2@city.ichikawa.chiba.jp

『国分川調節池を育む会』の進捗状況について

1. 平成19年度の検討状況

(5回開催：6/10、8/11、10/27、12/15、1/26)

(1) 立ち上げ(6/10)

会員64名(当初55名で発足 途中参加あり)

(2) 大柏川第一調節池緑地の見学(第2回)

(3) 会則の制定(第2、3回)

検討体制

全体会・・・全員での協議や議決

検討部会・・・詳細事項の検討

基本的に全体会と検討部会は同日に開催する。全体会では検討部会による検討結果を報告し、検討部会間の考え方の共有化や意見調整を行う。

役員を選出

検討部会の設置 各ゾーンごとに検討部会を設置

<全体会役員>

- ・会長：平馬 秀芳氏
- ・副会長：瀬木 千春氏
- ：渡辺 和雄氏

<検討部会役員>

- ・自然復元ゾーン検討部会長：箕輪 一男氏
- ・自然ふれあいゾーン検討部会長：大木 正雄氏
- ・散策・休息ゾーン検討部会長：塚田 和男氏
- ・多目的利用ゾーン検討部会長：石島 学氏
- (管理・駐車場ゾーンを含む)

(4) 春木川調節池ゾーニングの配置検討(第3～5回)

「水がたまる部分をできる限り住宅地から遠ざけてほしい」という旨の近隣住民の要望を受け、ゾーニングの一部変更を行った。

国分川調節池を育む会 これまでの概要

第1回

日 時：平成19年6月10日(日)14:00～16:00
場 所：曾谷公民館第3研修室
議 題： 趣旨説明 基本計画の概要について
事業スケジュールについて 今後の進め方について
決定事項： 会員名簿の配布 マスコミによる取材 会議の公開

第2回

日 時：平成19年8月11日(土)9:30～11:40
場 所：大柏川第一調節池及びビジターセンター
内 容(1)大柏川第一調節池の見学
(2)議題
第1回国分川調節池を育む会会報の確認及び質問シートの回答について
大柏川第一調節池の見学内容等について
会則について 検討部会について
決定事項： 会報を曾谷公民館に置き、閲覧可能とする。
会則の決定 検討部会の決定

第3回

日 時：平成19年10月27日(土)10:00～12:00
場 所：曾谷公民館第一及び第二研修室
内 容(1)全体会
役員選出 春木川調節池ゾーニングの配置検討について
(2)検討部会
自己紹介 部会長等選出
決定事項： 会長及び検討部会長が下記のとおり決定
会長：平馬秀芳さん 副会長：後日選出
自然復元ゾーン：箕輪一男さん 自然ふれあいゾーン：大木正雄さん
多目的利用ゾーン：石島学さん 散策・休息ゾーン：塚田和男さん
春木川調節池ゾーニングは次回へ継続検討

第4回

日 時：平成19年12月15日(土)10:00～12:00

場 所：東国分中学校1階会議室

内 容(1)全体会

副会長選出 春木川調節池ゾーニングの配置検討について

決定事項：副会長に下記2名が決定

渡辺 和雄さん 瀬木 千春さん

春木川調節池ゾーニングは前回提案した3つの案のうち、「案1：散策・休息ゾーン三日月型」に決定

第5回

日 時：平成20年1月26日(土)10:00～12:00

場 所：曾谷公民館第一及び第二研修室

内 容(1)全体会

春木川調節池散策・休息ゾーンの詳細形状について

今後のスケジュールについて

上部利用の検討における留意事項について

決定事項：春木川調節池の散策・休息ゾーンは、事務局から提案した案1「西側(国分川側)から36m、南側(住宅地側)から39m」とすることに決定。

年度ごとの流れ

平成20年度

イメージ図の作成(利用方法、運営・管理方法の検討)



平成21年度

基本設計(利用方法、運営・管理方法の検討)



平成22年度

実施設計(利用方法、運営・管理方法の検討確定)



平成23年度以降

上部利用関連工事着手

平成20年度の予定

	第6回(6月28日)	第7回 ~ 最終	
議題	平成19年度検討結果の報告 今後のスケジュールについて 国分川調節池上部利用の 検討における留意事項について 具体的な検討方法について 詳細な利用方法、運営管理方法 に関する検討(検討部会) 検討部会による 検討結果の報告(全体会)	前回までの結果の報告 意見追加及び意見調整 (全体会) 検討部会 全体会で発表・調整	前回までの結果報告 意見調整 (全体会) イメージ図検討 (検討部会) 全体会で発表・調整

国分川調節池上部利用の検討における留意事項について

1. 国分川調節池整備基本計画

(1) 整備テーマ

人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう

- ・洪水に対する安全性を確保し、さらに、調節池の目的と意義を市民に広く知ってもらう。
- ・私たちがこの数十年の間に失ってしまったものの再生を図り、子ども達や次の世代に、よりよい形で手渡す。

(2) 整備テーマを実現するための基本方針

治水の基本方針

地域を洪水の被害から守り、治水に対する理解を深める

- ・洪水の危険から地域を守る治水機能を確保する。
- ・日常の利用により、治水の重要性を知り、興味を育む場、一人ひとりの取り組みかたを知る場とする。

自然環境復元の基本方針

ふるさとの自然を復元し、子どもたちや次の世代へと伝える

- ・自然ネットワークの大拠点となる豊かな自然を復元する。
- ・さまざまな生き物を育む、多様な環境を復元する。
- ・川の水質改善など、自然のもつ機能を発揮させる。

利活用の基本方針

人と人、人と自然のふれあいを育む

- ・子どもたちが、ふるさとの自然と自由にふれあえる場とする。
- ・懐かしさを感じる風景の中で、穏やかに過ごすことのできる場とする。
- ・子どもから高齢者等まで、世代を越えた様々な人々の交流の場とする。

景観形成の基本方針

緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる

- ・市川の本風景を感じる場とする。
- ・周辺から見える緑を増やし、住環境の向上に役立てる。
- ・自然と調和する施設整備を行う。

参加・運営の基本方針

イベントや運営への参加を通じて、国分川調節池への愛着を育む

- ・市民の知恵と経験を活かしつつ、市民と行政のパートナーシップに基づく管理を行う。
- ・管理費用の抑制に配慮した整備を行う。

2 . 河川法

国分川調節池を公園等として使用する場合は、河川法第 24 条の規定に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。

公園等として使用する（占有する）市川市が河川管理者である千葉県の許可を受けなければならない。

国分川調節池を公園等として使用するに際し、工作物を設置する場合（河川法第 26 条）や土地の形状を変更したり竹木を植栽する場合（河川法第 27 条）は、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川管理施設等構造令、工作物設置許可基準（第 26 条）

河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（第 27 条）

3 . 具体的な留意事項

（ 1 ）治水上の機能を損なわないこと

治水容量の確保

洪水の流入、排水の支障とならないこと

水位の上昇による影響が河川管理上支障とならないこと

堤防付近の流速が従前より著しく速くならないこと

工作物は、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置しないこと

工作物は、河川の縦断方向には設置しないこと

工作物は、洪水の流出などにより河川を損傷させないものであること

（ 2 ）公共性の確保

一般公衆の河川敷地の利用を著しく妨げないこと

河川管理者が必要な管理を行うのに支障とならないこと

（ 3 ）河川環境の保全、環境景観との調和

（ 4 ）洪水時等、緊急時の安全確保

利用者、駐車車両等への情報伝達

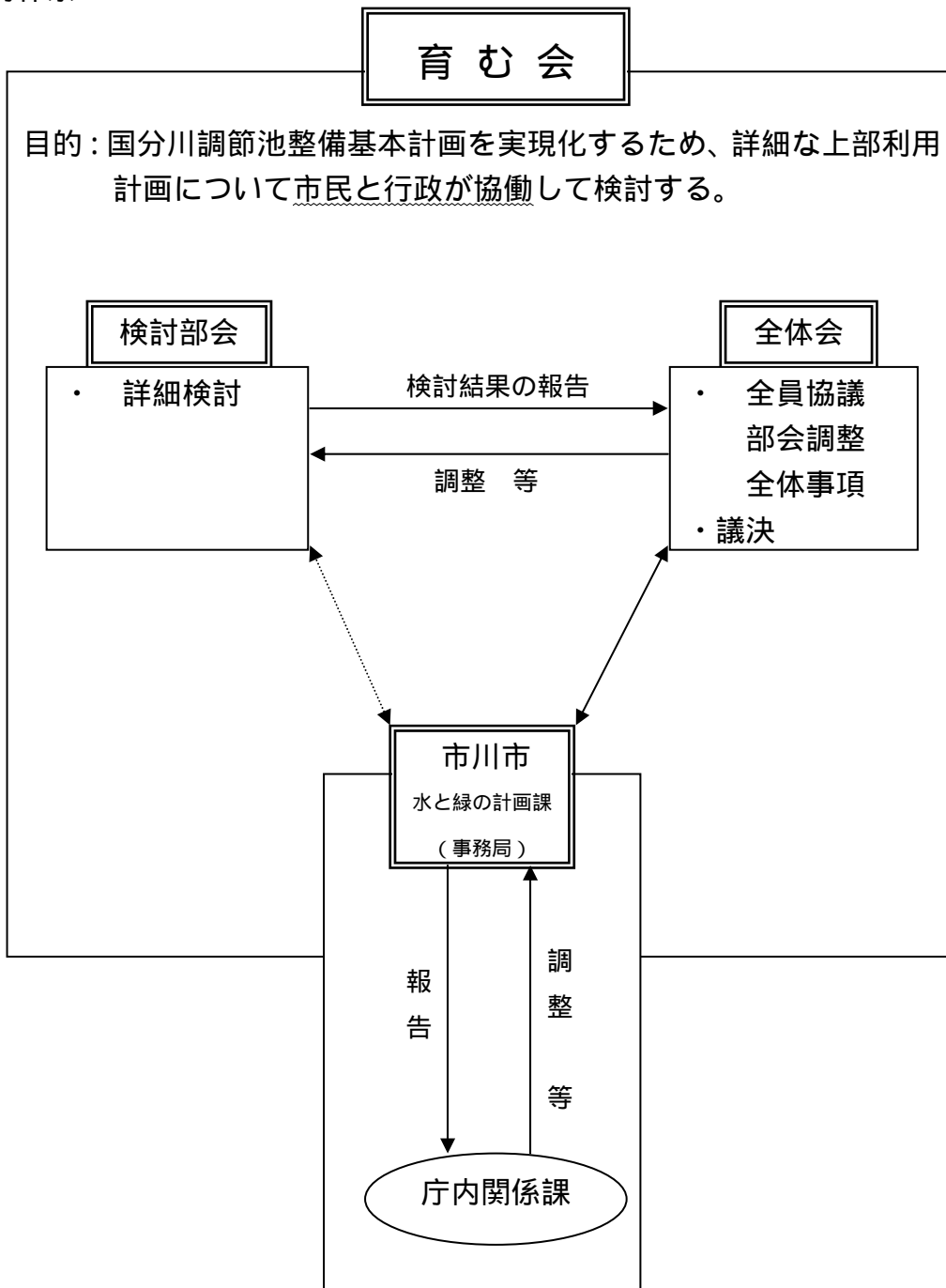
（ 5 ）河川水流入後の対応

ゴミ等の除去

施設の補修 等

検討部会における具体的な検討方法について

1. 検討体系



< 育む会における基本的な検討の流れ >

検討部会により、上部利用に関する詳細検討を行う。

検討部会による検討結果を全体会に報告する。

全体会により、検討部会の検討結果について意見交換を行う。

検討部会及び全体会による検討結果をとりまとめ、市へ報告する。

市へ報告した結果を次回の育む会全体会へ報告する。

庁内関係課などとの協議により、育む会による検討結果について必要に応じて調整・修正を行う。

全体会による調整後、検討部会による検討を行う。

2. 主な検討項目

(1) 調節池全体に関する検討事項

調節池外周部の転落防止柵の設置

洪水対応（洪水が予想される時、洪水時、洪水後）

- ・安全対策（転落防止柵の設置、避難の案内 など）
- ・施設対策（施設の撤去、修復 など）

防犯上の対策（利用時間、立ち入り制限との関係あり）

- ・道路照明
- ・防犯灯
- ・調節池内の照明

河川管理用通路の取扱い

自然環境、生物多様性への配慮

市道関係（2026号、2038号）

清掃関係

- ・ゴミの処理
- ・日常の清掃
- ・草刈

車いすなどの利用

休憩施設（トイレ、水のみ場等）の設置

運営・管理体制

- ・管理棟
- ・利用時間
- ・駐車場、駐輪場の設置

その他

(2) 各ゾーンごとに検討する事項

利用形態（利用の形態、必要となる設備 など）

維持・管理方法（管理の主体、管理の内容 など）

運営・利用方法（運営形態、利用時間、利用対象、利用上のルール、制限 など）

その他（出入口の設置、河川管理用通路との関係 など）

3. 検討を進める上での約束事

市民の方々にいつまでも愛着をもって利用していただける施設とするため、円滑な検討を行えるよう心がける。
--

(1) 過去の決定事項を尊重する。

(2) 各検討部会による検討結果及び会員個人の考え方についてはお互いに尊重し、円滑な合意形成に向けて協力し合うこととする。

(3) 将来の運営・管理に携わる気持ちを持って検討を進める。

検討部会による検討様式

	利用形態	維持・管理方法	運営・利用方法	その他
検討項目・注意事項	利用の形態 必要となる設備 など	管理の主体 管理の内容 など	運営形態(利用時間、利用対象など) 利用上のルール、制限 など	洪水が予想される時の対応 洪水時の対応 洪水後の対応 夜間(利用時間外)の対応 出入口の設定 事故時の対応 ゴミの処理 日常の清掃 車いすなどの利用 駐輪場の設置 照明の設置(利用時間との関係もあるが、防犯上の観点から) など
検討内容	(例) サッカーグラウンド <必要となる設備> 防球ネット、ゴール、保管倉庫	(例) 市が管理する通常のスポーツ施設と同様の管理方法とする	(例) 利用時間を設定する 利用は予約制とする 防球ネットは巻き上げ式とし、通常は巻き上げた状態にする(使用者が使用後に巻き上げる)	(例) 管理棟にはAEDを設置する ゴミは利用者が持ち帰る 使用後はグラウンド整備をする 入口には駐輪スペースを設ける